※電子申請利用開始予定日は、変更の可能性があります。 ※手続きの業務面に関するお問い合わせ先は、国土交通省物流・自動車局「e-Govオンライン申請 (自動車運送事業関連手続)」サイト(https://www.mlit.go.jp/jidosha_jidosha_tid3_000132.html)、

					(自動車運送事業関連手続)」サイ 「業務面運輸支局問合窓口一覧」を:		
#	事業区分 (大分類)	事業区分 (中分類)	手続区分	手続名	手続概要	電子申請利用 開始予定日 ※	根拠法令
1	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	経営許可	一般貨物自動車運送事業の許可	一般貨物自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければおきせん。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法第3条
					- 般貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、以下の者に(1)は認可の申請書、 (2)(3)は届出書を提出しなければなりません。		
				一般貨物自動車運送事業の事業計画の変	(1) 事業計画の変更 ((2) に該当する場合を除く) をしようとする場合: 国土交通大臣に提出		(1)貨物自動車運送事業法第9条第1項 (2)貨物自動車運送事業法第9条第3項
2	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	事業計画の変更等	更等認可·届出	(2) 国土交通省令で定める事業用自動車に関する事項の変更をする場合(事前届出)。また、	2025年12月1日	(3)貨物自動車運送事業法施行規則第44
					軽微な事項の事業計画の変更をした場合:国土交通大臣に提出(遅滞なく事後届出) (3)事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合:当該事業の許可をした国土交通大臣		条第1項第5号
					又は地方運輸局長に提出(遅滞なく事後属出) 一般貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出し		
3	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	運送約款設定·変更	一般貨物自動車運送事業の運送約款の設定・変更の認可	なければなりません。 (1) 運送約款を定めようとする場合	2025年9月1日	(1)貨物自動車運送事業法第10条第1項 (2)貨物自動車運送事業法第10条第1項
				A. S.A. (1807)	(2) 運送約款を変更しようとする場合		(2) 9000000000000000000000000000000000000
					一般貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出し なければかません。		
					(1) 事業を譲渡し及び譲受けをしようとする場合		
					(2) 法人の合併及び分割(※1)をしようとする場合 (3) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(※2)が被相続人の経営		
4	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	譲渡譲受・合併・分 割・相続	一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受・合併・分割・相続の認可	していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとする場合 (被相続人の死亡後60日以内 に提出)	2025年12月1日	(1)貨物自動車運送事業法第30条第1項 (2)貨物自動車運送事業法第30条第2項
			1400		※1 一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併		(3) 貨物自動車運送事業法第31条第1項
					する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときを除く		
					※2 相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者		
-					一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、以下		
					の者に届出書を提出しなければなりません。 (1) 一般貨物自動車運送事業者が、事業を休止し、又は廃止しようとする場合、国土交通大臣		(1)貨物自動車運送事業法第32条
5	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	事業の休廃止、事業 の再開	貨物自動車運送事業の休止、廃止及び再 開届出 (一般貨物、特定貨物)	に提出(その30日前までに事前届出) (2)特定貨物自動車運送事業者が、その事業を、休止し、又は廃止しようとする場合、国土交通	2025年12月1日	(2)貨物自動車運送事業法第35条第6項 (3)貨物自動車運送事業法施行規則第44
					大臣に提出(その30日前までに事前届出) (3) 休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合、休		条第1項第3号
6	貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業	経営届出	貨物軽自動車運送事業の経営の届出	止の届出を受理した連輪監理部長又は連輪支局長に提出(遅滞なく事後届出) 貨物発自動車運送事業を経営しよびする事業者は、国土交通大臣に国土交通省令で定める事項 を記載した思慮を提供しませばい。	2025年9日1日	貨物自動車運送事業法第36条第1項
	A.心口知于进心学系	スのゼロ新手圧心学来	**************************************	アルゼロ刺手組心学来の社画の田山	を記載した届出書を提出しなければなりません(事前届出)。 貨物軽自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に届出書を提出しなければな	202349/710	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
			事業計画の変更、譲	(billion on \$1, in up his on an an	りません。 (1) 事業計画の変更をしようとする場合(事前届出)		(1)貨物自動車運送事業法第36条第1項
7	貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業	相続、廃止、事業者	貨物軽自動車運送事業届出事項等変更届 出	(2) 事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた場合 (遅滞なく事後届出)	2025年9月1日	(2)貨物自動車運送事業法第36条第3項(3)貨物自動車運送事業法第36条第4項
			の死亡		(3) 法人が合併により消滅した場合(その30日以内に事後届出) (4) 貨物軽自動車運送事業者が死亡した場合(その30日以内に事後届出)		(4)貨物自動車運送事業法第36条第5項
8	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	運輸開始	貨物自動車運送事業者 運輸開始前·運輸	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、運輸を開始した場合、当該事	2025/512818	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1
°	貝切口劉半建心尹朱	特定貨物自動車運送事業) 建平部 (村) XG	開始届(一般貨物、特定貨物)	業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければなりません(遅滞なく事後届出)。 一般貨物自動車運送事業者は、譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合、	2023412/11	項第1号
9	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分 割·相続	一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受・合 併・分割の終了届出	当該事項の認可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければなりません(遅	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1 項第2号
					滞なく事後届出)。般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、		
					連貫及び料金を定め又は変更した場合は、以下の者に、届出書を提出しなければなりません(その 30日以内に事後届出)。		
		一般貨物自動車運送事業			(1) 国土交通大臣への提出が必要な一般貨物自動車運送事業者(※):国土交通大臣に 提出		
10	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業	運賃料金設定·変更	貨物自動車運送事業者の運賃及び料金の 届出 (一般貨物、特定貨物、貨物軽)	(2) 一般貨物自動車運送事業 ((1) を除く) 及び特定貨物自動車運送事業:所轄地方 連輪局長に提出	2025年9月1日	貨物自動車運送事業報告規則第2条の2
		PERMIT HAVE AND A PERMIT OF THE PERMIT OF TH			(3) 貨物軽自動車運送事業:その主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸 支局長に提出		
					※ 特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であって、届出に係る運行系統が2以上の地方運輸 局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分		
					に係る距離を除く。) が100キロメートル以上である場合 - 般質物自動車運送事業者 (※) 及び特定貨物自動車運送事業者 (※) は、以下に該当する		
					版員の日朝年基ム学来省 (※)ない行と員が日朝年基本と学来省 (※)は、以下に終当する場合は、国土交通大臣に届出書を提出しなければおりません。 (1) 一般貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を設定した場合 (選滞なく事後届出)		(1)貨物自動車運送事業法第14条第1項
11	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	安全管理規程設定・	貨物自動車運送事業の安全管理規程の設	(2) 一般貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を変更した場合(遅滞なく事後届出)	2025年9月1日	(2)貨物自動車運送事業法第14条第1項
		特定貨物自動車運送事業	変更	定変更届(一般貨物、特定貨物)	(3) 特定貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を設定した場合(運滞なく事後届出) (4) 特定貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を変更した場合(運滞なく事後届出)		(3)貨物自動車運送事業法第35条第6項 (4)貨物自動車運送事業法第35条第6項
					※ 事業用自動車(被けん引車を除く)が200両以上の事業者は必須		
					一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土 交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。		
12	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	管理の受委託	貨物自動車運送事業の輸送の安全に関する 業務の管理の受委託の許可(一般貨物、特	(1) 一般貨物自動車運送事業者が、事業用自動車の運行の管理や、その他輸送の安全に関する業務の管理や委託及び受託を行おとする場合	2025年12月1日	(1)貨物自動車運送事業法第29条第1項 (2)貨物自動車運送事業法第35条第6項
		10年月70日劉平建达尹業		定貨物)	◆業務の管理の委託及び受託を行おごよう場合 (2) 特定貨物自動車運送事業者が、事業用自動車の運行の管理や、その他輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託を行おうとする場合		、2 / 四四到半年心于桌次第30架第6块
_					◆業務の管理の委託及び受託を行お父する場合一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土		
	传统内乱士学生中华	一般貨物自動車運送事業	安全統括管理者選	貨物自動車運送事業の安全統括管理者の	交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 (1) 一般貨物自動車運送事業者が、安全統括管理者を選任し、又は解任した場合(遅滞なく	2025/50/51/5	(1)貨物自動車運送事業法第14条第5項
13	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業	任·解任	選任又は解任の届出 (一般貨物、特定貨物)	事後届出) (2) 特定貨物自動車運送事業者が、安全統括管理者を選任し、又は解任した場合(遅滞なく	2025年9月1日	(2) 貨物自動車運送事業法第35条第6項
<u> </u>		一般貨物自動車運送事業		貨物自動車運送事業のラストマイル輸送等へ	算物自動車運送事業者は、利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必		
14	貨物自動車運送事業	一般員初目 即車運送事業 特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業	自家用有償運送許 可	興物目動甲連达事業のフストマイル輸达等へ の輸送対策としての自家用有償運送の許可 (一般貨物、特定貨物、貨物軽)	具物目動中建立手条有は、利用者ニー人に対応した物法プロ機能にいつ公共の価値の見配から必要やむを得ない場合において、自家用自動車を有償で運送の用に供しようとする場合、所轄運輸支 局長に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	_
15	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	レンタカー使用	一般貨物自動車運送事業者の引越シーズン	/ 同気によりの子明音を返出しなりればなりなどが、 ・般貨物自動車運送事業者は、特に引越輸送が集中すると考えられる3月15日から4月15日まで の間に、引越輸送にレンタカーを使用しようとする場合、所軽連輸支局長に届出書を提出しなければな	2025年12月1日	_
		一般乗合旅客自動車運送事		におけるレンタカー使用の認可・届出	の同に、Jiesmacicングルーでで用いる。と、する場合、Jiesem文向文に出口音を使口いるいれる。 りません(事前届出)。 一般乗台旅客自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出		道路運送法第4条第1項
16	旅客自動車運送事業	業 一般貸切旅客自動車運送事	事業許可	一般乗合旅客自動車運送事業の許可	放来自然各自動車運送事業を経営しまえずる事業者は、国土文地人民に計りの中部書を提出 しなければめません。 一般貸切旅客自動車運送事業を経営しまうとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出	2025年9月1日	道路運送法第4条第1項
17	旅客自動車運送事業	放員切旅各自動車運送事 業 一般乗用旅客自動車運送事	事業許可	一般貸切旅客自動車運送事業の許可一般乗用旅客自動車運送事業(法人タク	放展のJRK台目制中体体の手来を社合して入りる手来目は、国工文地へ民に計りの中部首を提出しなければありません。 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定、個人タクシーを除く)を経営しようとする事	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
18	旅客自動車運送事業		事業許可	放来用原各自動車連込事業 (広人タク シー) の許可 一般乗用旅客自動車連送事業 (個人タク	版東州が6日前半年に今年、「南山市山の子県以近、南人アンノーの際」、6社由しな人とする争業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければまりません。 一般乗用旅客自動車運送事業(個人タウンー)を経営しよびする者は、国土交通大臣に許可の	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
19	旅客自動車運送事業	業 一般乗用旅客自動車運送事	事業許可	シー) の許可 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送	が表現出しなければからせん。 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)を経営しようとする事業者は、国土交通大	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
20	旅客自動車運送事業	業 一般貸切旅客自動車運送事	事業許可	事業限定)の許可 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更	臣に許可の申請書を提出しなければかりません。 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、その期間の経過により効力が失われないようにするために	2025年12月1日	
21	旅客自動車運送事業	X	事業許可	新	は、5年ごとにその更新の申請書を国土交通大臣に提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第8条第1項
					一般乗合旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申 請書(2)(3)(4)は届出書を提出しなければ取りません。		
					(1) 旅客の連賃及び料金の上限を定める場合、または変更する場合(※) (2) 認可を受けた連責等の上限の範囲内で連責等を定める場合、または変更する場合(事前届		
		一般乗合旅客自動車運送事	運賃料金上限設定・	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料	出) (3) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある		(1)道路運送法第9条第1項 (2)道路運送法第9条第3項
22	旅客自動車運送事業	業	変更、運賃料金設 定・変更	放来らぶる白動半連込手業の連員・村 金の設定・変更の認可・届出	び料金(※)を定め又は変更する場合(事前届出)	2025年12月1日	(3) 道路運送法第9条第4項 (4) 道路運送法第9条第6項
		1	1		(4) 旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める連賃及び料金を		· · , AERIAMANIAN - 275/70/94
					設定・変更する場合(定期観光運送、長距離急行運送等の場合は事前提出、その他の場合はその		
					7日前までに事前届出)		
23	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事	運賃料金設定·変更	- 般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料		2025年12月1日	道路運送法第9条の2第1項

		一般乗合旅客自動車運送事					
24	旅客自動車運送事業	業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	運送約款設定·変更	一般旅客自動車運送事業の運送約款の設定・変更の認可	一般旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合には、国土交通大臣に該可の申請書を提出 し扱ければなり至した。 (1) 運送約款を定める場合 (2) 運送約款を変更しようとする場合	2025年9月1日	道路運送法第11条第1項
25	旅客自動車連送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般要合旅客自動車運送事業の事業計画 の変更等認可・届出	一般理合旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申請書、(2)(3)(4)(5)(6)(7)は福出港を提出は対けばな功ません。 (1)事業計画の変更((2)(3)(4)は高い当年の場合と除り、私とようでる場合 (2)営業所ごとに記選する事業用自動車の数をの他の国土交通省令で定める事項に関する事業 計画の変更をしたする場合(事務制能出)(3)営業所の名称での他の国土交通省令で定める軽敵な事項に関する事業計画の変更をした場合(選那な事務組出) (4)路線の休止又は規止に係る事業計画の変更をしようとする場合(その6月前(※)までに事務組出) (5)事業用自動車の乗務員等の休息、仮限又は順報のための施設を変更した場合(選那な事務組出) (5)事業用自動車の乗務員等の休息、仮限又は順報のための施設を変更した場合(選那な事務組出) (7)法人の役員私には社員又は定款款には海州下海に変更があった場合(選那な事務組出) (7)法人の役員私には社員又は定款款には海州下海に変更があった場合(選那な事務組出) (7)法人の役員私には社員又は定款款には海州下海に変更があった場合(選那な事務組出) (7)法人の役員私には社員又は定款款には海州下海が高ります。	2025年9月1日	(1) 道路潘迷法第15条第1項 (2) 道路潘迷法第15条第3項 (3) 道路潘迷法第15条6第4項 (4) 遊路潘迷法第15条0281項 (5) 遊路潘迷法施行規則第66条第1項第 66 (6) 遊路潘迷法施行規則第66条第1項第 7号 (7) 道路潘迷法施行規則第66条第1項第 8号
26	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般練切除客自動車運送事業の事業計画 の変更等認可・届出	一般疑切除客自動車運送業業者は、以下に整当する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申請案(2)(3)(4)(5)(6)は届出庫を提出しなければかません。 (1)事業計画の変更((2)(3)に該当る場合を除くさんようよう等場合(2) 営業所だこに配置する事業用自動車の数をかめの国土交通省令で定める事具に関する事業計画の変更をした少する場合(9事局組出)(3)営業所の名称でかの企団工交通省令で定める事工に関する事業計画の変更をした場合(援事な事後組出)(4)事業用自動車の乗務員等の水憩、仮限又は腫脹のための施設を変更した場合(選事な事後組出)(5)事業者の氏名記(は名称又は住所に変更があった場合(援事な事後組出)(6)法人の役員記(は社員又は定款記(は名称行為)変更があった場合(援事な事後組出)(代表権を得しない役員又は社員又は定款記(は名称行為)変更があった場合(援事な事後組出)(代表権を得しない役員又は社員の変更の場合は、新年7月から月までの期間分を7月31日まで))	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条第1項 (2) 道路運送法第15条第3項 (3) 道路運送法第15条第4項 (4) 道路運送法第7段開第66条第1項第 6号 (5) 道路運送法施行規則第66条第1項第 7号 (6) 道路運送法施行規則第66条第1項第 8号
27	旅客自動車運送事業	一般棄用旅客自動事運送事 業	事業計画の変更等	一般學用旅客自動車運送事業 (法人タク シー) の事業計画の変更等認可・届出	一般果用旅客自動車運送事業看(福祉輸送事業限定、個人タウシーを除く)は、以下に該当する 場合は、加土交通大陰に(1)は認可の申賄離、(2)(3)(4)(5)(6)は福出書 を提出しばけば返すせん。 (1)事業計劃の変更((2)(3)に該当する場合を除ぐ)をしたシでる場合 (2) 営業所ごた記置する事業用自動車の数をの他の皿土交通省令定定める事項に関する事業 計画の変更をしたシでる場合(専制福出) (3) 営業所の名林での他の加土交通省令で定める軽減な事項に関する事業計画の変更とした場合 (3) 営業所の名林での他の加土交通省令で定める軽減な事項に関する事業計画の変更をした場合 (4) 事業用自動車の景務員等の休憩、依限又は種間のための施設を変更した場合(送添なす事 福服出) (5) 事業者の氏名和、(は名)等以は住所に変更があった場合(逐添な(事格福出) (6) 法人の役員和、(は社員又は定款担、(は高州行為に変更があった場合(逐添な(事格届出) (代表版を利しない役員又は社員の変更の場合は、制年7月から月までの期間分を7月31日ま で))	2025年12月1日	(1) 遊路運送法第15条第1項 (2) 遊路運送法第15条第3項 (3) 遊路運送法第15条4項 (4) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 6号 (5) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 7号 (6) 遊路運送法施行規則第66条第1項第
28	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	- 般乗用旅客自動車運送事業 (個人タク シー) の事業計画の変更等認可・届出	一般毎用旅客自動車運送事業者(個人975-)は、以下に逐当する場合は、国土交通大臣(1)は窓河の申請表(2)(3)(4)は臨田暦を提出しなければなりません。 (1)事業計画の変更((2)(3)に該当する場合を除りましょうでる場合(2)営業所ごた配置する事業用自動車の数でか他の国土交通省令で走める事項に関する事業計画の変更なような場合(事前届出)(3)営業所の名称その他の国土交通省令で走める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合(領海なり事成の事務を)を開発していませた。(2)第一次の事業計画の変更をした場合(領海なり事成の事務を)を開発していませた。(2)第一次の事業計画の変更をした場合(領海なり事務の正名主には名称又は住所に変更があった場合(漫海なく事後届出)	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条第1項 (2) 道路運送法第15条第3項 (3) 道路運送法第15条第4項 (4) 道路運送法施行規則第66条第1項第 7号
29	旅客自動車運送事業	一般棄用旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般學用旅客自動車運送事業 (福祉輸送 事業限定) の事業計画の変更等認可・風出	一般毎用終存自動車運送事業者 (総計輸送事業限定) は、以下に終当する場合は、国土交通 大臣に(1) は怒可の申請書、(2) (3) (4) (5) (6) は風出書を提出しばけばな りません。 (1) 事業計画の変更 ((2) (3) に該当する場合を除く をしるとする場合 (2) 営業所たたに配置する事業用自動車の数をの他の国土交通省令で定める事項に関する事業 計画の変更をした少する場合 (事前届出) (3) 営業所の名称での他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場 (3) 営業所の名称での他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場 (3) 営業所の名称での他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場 (4) 事業用自動車の乗務員等の休息、仮限又は順配のための施設を変更した場合(送添な事を機配出) (5) 事業者の氏名私(は名称りな住所に変更があった場合(逐添な(事後届出) (6) 法人の侵責和(は社員の定定数話)(は高称ける海に変更があった場合(選添な(事後届出) (代表数を利しい役員又は社員の変更の場合は、前年7月か56月までの期間分を7月31日ま で)	2025年12月1日	(1) 遊路運送法第15条第1項 (2) 遊路運送法第15条第3項 (3) 遊路運送法第15条4項 (4) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 6号 (5) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 7号 (6) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 8号
30	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	事業計画の変更	一般乗合旅客自動車運送事業の事業又は 路線の休廃止に係る事業計画変更日の繰り 上げの届出	語線定用運行を行う一般旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に届 出着を提出しなければのません。 (1) 路線(第級定用運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更の日を繰 り上げる場合(専制提出) (2) 事業を休止、又は廃止しようとする日を繰り上げる場合(その30日前まで)(※) ※ 路線定用運行を行う一般集合旅客自動車運送事業者を除く	2025年9月1日	(1) 道路運送法第15条の2第5項 (2) 道路運送法第38条第3項
31	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	運行計画設定·変更	一般集合旅客自動車運送事業の運行計画 の設定・変更の幅出	路線定用準行を行う一般乗合族各自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣 に届出書を提出し切けになりません。 (1) 運行計画を定める場合(事物區出) (2) 運行計画の変更しまさせる場合(事物區出)	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条の3第1項 (2) 道路運送法第15条の3第2項 (3) 道路運送法第15条の3第3項
32	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	連輸協定の締結・変 更	一般乗合旅客自動車運送事業者の運輸協 定の締結・変更の認可	一般集合旅客自動車運送事業者は、以下に終当する協定を締結し、又はその内容を変更はえせる場合は、国土交議大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 (1) 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる結婚において地域住民の生活に必要 就然索輪站を軽視さなか。 当該部級といて事業を経営しているこ以上の一般最合旅客自動車 運送事業者が行う共同経営に関する協定の締結 (2) 旅客の研修型観まる場所以表計所制を投資するため、同一の部級において事業を経営して いる二以上の一般現合旅客自動車運送事業者が行う共同経営に関する協定の締結	2025年9月1日	道路運送法第19条第1項
33	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事	事業許可	一般貸切 (乗用) 旅客自動車運送事業に よる乗合旅客運送の許可	一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動 車運送事業者が乗合旅客運送を行うことが困難であるために、一時的な需要のために地域及び期間 を限定して乗合旅客の運送を行おうとする場合は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければ なりません。	2025年12月1日	道路運送法第21条第2号
34	旅客自動車運送事業	學 一般乘合旅客自動車運送事業 一般領切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業 一般乗免旅客自動車運送事業	 	旅客自動車運送事業者の安全管理規程の 設定変更届 (一般旅客、特定旅客)	一般旅客自動車運送事業者(※)及び特定旅客自動車運送事業者は、安全管理規程を定めた 場合又は変更しようとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣に届 出書を提出しなければなりません。 ※ 一般旅客自動車運送事業者については、その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満で あるものを除く	2025年9月1日	一般旅客:道路運送法第22条の2第1項 特定旅客:道路運送法第43条第5項
35	旅客自動車運送事業	業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	安全統括管理者選 任·解任	旅客自動車運送事業者の安全統括管理者 の選任又は解任の届出 (一般旅客、特定旅客)	一般接条自動車運送事業者(※) 及び特定旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任した場合又は解任した場合は、国土交通省令で定めるところにより、選那なく、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 一般旅客自動車運送事業者については、その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを終く	2025年9月1日	一般旅客:道路運送法第22条の2第5項 特定旅客:道路運送法第43条第5項
36	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事 業 一般乗用旅客自動車運送事	管理の受委託	一般旅客自動車運送事業の管理の受委託 の許可	のないのでは、 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	遊路運送法第35条第1項
					·		

37	旅客自動車運送事業	一般東合旅客自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分割·相続	一般要合旅客自動車運送事業の譲渡譲受 等の認可	般集合旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提 出しなけばなり定せん。 (1) 事業の報度以降受をしようとする場合 (2) 法人の合併及び分割 (※1) をしようとする場合 (3) 一般旅客自動車運送事業者が死亡た場合において、相続人(※2) が被相続人の経営 していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするとき ※1 一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするとき ※1 一般旅客自動車運送事業者と活法人一一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併 する場合において一般旅客自動車運送事業者と活法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業 業者に否法人が分務をする場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継す ※2 相談人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継す	2025年9月1日	(1) 道路運送法第36条第1項 (2) 道路運送法第36条第2項 (3) 道路運送法第37条第1項
38	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事 業	譲渡譲受·合併·分 割·相終	一般貸切旅客自動車運送事業の爆渡線受 等の窓可	一般貸別務客目動車運送事業者は、以下に獲当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提 出しまけばなが以外分割(※1) セルスセする場合 (2) 法人の合物以分割(※1) セルスセする場合 (3) 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(※2) が被相続人の経営 していた一般旅客自動車運送事業者を活た人一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併 する場合において一般旅客自動車運送事業者れる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併 する場合において一般旅客自動車運送事業者れる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併 業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を経過しないときた終 22 相談人が入以上ある場合において一般旅客自動車運送事業を経過せないときた終 22 相談人が入以上ある場合においてでの協議により記述・依頼客自動車運送事業を発達す	2025年12月1日	(1) 遊路運送法第36条第1項 (2) 遊路運送法第36条第2項 (3) 遊路運送法第37条第1項
39	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分 割·相続	- 般學用旅客自動車運送事業 (法人タケ シー) の譲渡譲受等の認可	《金組長人を並加た24法、20番 一般用旅客自動車運送事業 (協社航送事業限定、個人タウシーを除ぐ)は、以下に該当する場合は、但十分通大臣に認可の申請審整提出とは打けなりません。 (1) 事業の譲渡及び路受をしようとする場合 (2) 法人の合併及び分割(※1)をしまった。 (3) 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相捨人(※2) が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営した文するとき ※1 一般旅客自動車運送事業者もる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者とる法人が分務をする場合において一般旅客自動車運送事業者とる法人が分務をする場合において一般旅客自動車運送事業者を送えないたきを除く ※2 相談人が入り込みる場合においての協議にいきが事業を対象させないときを除く 2 相談人が入り込みる場合においての協議に対した。依然各目動車運送事業を経営しないときを除く	2025年12月1日	(1) 遠路運送法第36条第1項 (2) 遠路運送法第36条第2項 (3) 道路運送法第37条第1項
40	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分 割·相続	一般乗用旅客自動車運送事業 (個人タク シー) の譲渡譲受等の認可	(本相核人を定めたとはその者 ・総単用旅客自動車進歩業者 個人 499 -)は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に、 認可の申請書を提出しなければのません。 (1) 事業の確認が対象をしようる場合 (2) 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相様人(※)が被相核人の経営していて、一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相様人(※)が被相核人の経営していて、一般旅客自動車運送事業を予修すべき相核人が上人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承修すべき相核人を求めたたされその者	2025年12月1日	(1) 遊路運送法第36条第1項 (2) 遊路運送法第37条第1項
41	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分 割·相続	一般専用旅客自動車運送事業 (福祉輸送 事業限定) の譲渡譲受等の認可	一般與用除容自動車運送事業者(福祉輸送事業限定)は、以下に該当する場合は、国土交通 大臣に認可の申請書を提出しなければがません。 (1) 事業の減度以び課受しよびきる場合 (2) 法人の合併及び分割(※1) をしようとする場合 (3) 一般終客自動車運送事業者が死亡に火場合において、相談人(※2) が被相続人の経営 していた一般旅客自動車運送事業者引き続き経営しようとするとき ※1 一般旅客自動車運送事業者とお法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合件 するにおいて一般旅客自動車運送事業者とお法人が存得するとさいに一般旅客自動車運送事業者形名法人が必要さり場合において一般旅客自動車運送事業者が高さか、びかまくないとなる場合においてもの協議により当該一般旅客自動車運送事業を承認さないとき意味 ※2 相談人が二人以上ある場合においてもの協議により当該一般旅客自動車運送事業を承認する。 《4種様人を定めたおはても	2025年12月1日	(1) 選路運送法第36条第1項 (2) 選路運送法第36条第2項 (3) 選路運送法第37条第1項
42	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	事業の休廃止	一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出	一般係名自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようどするときは、以下の分類に応じ た日付に基づき、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 (1) 路線定期運行を行う一般乗合旅名自動車運送事業者:その6カ月前まで(利用者の利使 を附着しないと思かられる皿上交通省今で変める場合は、その30日前まで((2) 路線定期運行を行う一般乗合旅名自動車運送事業者以外:その30日前まで 旅客自動車運送事業者(一般旅客((3) の場合は相核人)、特定旅客)、自家用有偏旅	2025年12月1日	(1) 道路運送法第38条第2項 (2) 道路運送法第38条第1項
43	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業 自家用自動車の有償運送	規則第66条	旅客自動車運送事業等の届出(一般旅客、特定旅客、自家用有價)	客運送者は、以下に該当する場合は、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届出書を提出しなければ なりません。 (1) 一般終来自動車運送事業者が運輸を開始した場合当該事業が中可もした行政庁 (2) 一般終客自動車運送事業の譲渡及び譲受又は一般終名自動車運送事業者たる法人の合 併若し(ほか治別終了した場合当該事事の密可をした行政庁	2025年12月1日	(1) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 1号 (2) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 2号 (3) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 3号 (4) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 4号 (5) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 5号
44	旅客自動車運送事業	適正化事業実施機関 (バス関係)	規則第66条	旅客自動車運送事業等の届出(適正化機 関)	適正代機関は、以下に該当する場合は、その協を当該各号に現げる行政庁に届出書を提出しなけれ ばなりません。 (1) 適正化機関が、道路運送法施行規則第34条の4の規定により適正化事業指導員を退任し た場合:地方運輸局限に提出 (2) 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でななった場 合:地方運輸局所に提出	2025年12月1日	(1) 道路運送法施行規則第66条第1項第 10号 (2) 道路運送法施行規則第66条第1項第 11号
45	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般減切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	事業報告·実績報告	旅客自動車運送事業の事業報告書の提出 (一般乗合、一般減切、一般乗用)	旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、毎事業年度に係る事業報告書を 提出しばればなりません。事業者分類との提出形式はどの適じです。 (1) 一般集合、国土支援大臣が管辖地方連絡同長に提出 (2) 一般貸別: 管轄地方連絡局長に提出 (3) 一般専用: 管轄地方連絡局長に提出 (3) 一般専用: 管轄地方連絡局長に提出 (※) 遊路運送法第八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された一般乗用旅 客自動車運送事業者であって、地方連絡局長が定めるそのは終く	2025年12月1日	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
46	連行管理者、整備管理 者、事故報告関係	整備管理者関係	整備管理者の選任・ 変更・廃止	整備管理者の選任・変更・廃止の届出(一 般貨物、特定貨物、貨物軽、一般旅客、特 定旅客、自家用有價旅客事業者、自家用 自動車の使用者)	大型自動車使用者等は、整備管理者を選任または変更したときは、15日以内に、地方運輸局長に 届出書を提出しなければなりません。	2025年9月1日	道路運送車両法第52条第1項
47	連行管理者、整備管理 者、事故報告関係	速行管理者関係	連行管理者の選任・ 変更、解任、連行管理者(補助者)の選 任・変更・解任、安 全管理者の選任・変 更・解任	源行管理者·補助者、安全管理者の遺任・ 安更·解任の届出 (一般貨物、特定貨物、 貨物軽、一般旅客、特定旅客)	自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、選添なく国土交通大臣に届出書を提出し切ければなりません。 (1) 一般貨物自動車運送事業者が進行管理者を選任または解任したとき (2) 特定貨物自動車運送事業者が進行管理者を選任または解任したとき (3) 貨物軽自動車運送事業者が満済管理者を選任または解任したとき (4) 一般旅客自動車運送事業者が実施管理者を選任または解任したとき (5) 特定旅客自動車運送事業者が進行管理者を選任または解任したとき (6) 一般採り旅客自動車運送事業者が運行管理者を選任または解任したとき (6) 一般採り旅客自動車運送事業者が運行管理者の業務を補助させる者 (補助者)を選任または解任したとき	2025年9月1日	(1) 與物自動車運送事業法第16条第3項 (2) 與物自動車運送事業法第36条92第2 項 (4) 道路運送法第23条第3項 (5) 道路運送法第23条第3項 (6) 滅各自動車運送事業運輸規則第68条 第1項
48	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般貨物自動車運送事業者の事業報告書 の提出	一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、毎事業年度に係る事業報告書を提出しなければかません。事業者分類たでの提出外記域であって。 (1) 国土交通大臣への提出外の返り半算者(※) 国土交通大臣に提出 (2) (1) に該当しない事業者:所轄地方連輸局長に提出 ※ 特別積合は貨物運送(連行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その 起急か分後点までの影響の合計(連行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その 起急か分後点までの影響の合計(連行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その 起急から投入までの影響の合計(連行系統が運動する部分に係る距離を除く、)が100キロメートル 以上のものに限る)を行う事業者	2025年12月1日	貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項
49	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	事業報告・実績報告	與物事業者の事業実績報告書の提出(一 般貨物、特定貨物)	(3人) ひじん、張心、 (47) 学生名 ・ 一般特別動車・正文事業者及り得定資物自動車運送事業者は、毎年7月10日までに、前年4月 1日から月31日までの期間に係る事業実績報告書き提出しなければりません。事業者分類にの 提出力には下の時間に係る事業実績報告書き提出しなければりません。事業者分類にの 提出 (2) (1) に該当しない一般貨物自動車運送事業者 (所報地方運輸局長 (3) 特定貨物自動車運送事業者 (2) に送当る場合機形 (所報地方運輸局長 ・特別積合と貨物運送・事業者 (2) に送当る場合機形 (所報地方運輸局長 ・特別積合と貨物運送・事業者 (2) に送出る場合機形 (が成立を計かた)のその 起島から終点までの距離の合計 (銀行系統が建物する部分に係る距離体除、)が100年ロソートル	2025年12月1日	與物自動車運送事業報告規則第2条第1項
50	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業	経営許可	特定貨物自動車運送事業の許可	以上のたのに限る。) を行う事業者 特定貨物自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しな ければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法第35条第1項

51	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業	事業計画の変更等	特定員物自動車運送事業の事業計画の変 要等認可・福出	特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、以下の者に(1)は認可の申請書、 (2) (3) (4) は無出無常提出しなければなりません。 (1) 事業計画の変更 ((4) に該当する場合を除くをしようとする場合: 国土交通大臣に提出 (2) 事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合: 当該事業の許可をした地方運輸局長 に提出(従連が収率協届出) (3) 選送の需要者の氏名、名称、住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合 会: 当該事業の許可をした地方運輸局長に提出(従連ぶな事後届出)。 (4) 国土交通省令で定める事業所目動事に関する事項の変更をした場合(宇前届出)。また、 軽減な事項の事業計画の変更をした場合(逆滞なく事後届出): 国土交通大臣に提出	2025年12月1日	(1) 與物自動車運送事業法第35条第6頃 (2) 貨物自動車運送事業法施行規則第44 条第1項第5号 (3) 與物自動車運送事業法施行規則第44 条第1項第7号 (4) 與物自動車運送事業法第35条第6項
52	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業		特定員物自動車運送事業の譲渡・合併・分 計・相様の認可	特定貨物自動車選送事業者は、以下に該当する場合は、即土交通大臣に該可の申請書を提出し は打はなりません。 (1) 事業を譲渡し及び第受けをしようとする場合 (2) 法人の合併及び分類(※1) をしまうさる場合 (3) 特定貨物自動車運送事業を行き続き経営しようでも場合(※2) が終租終人の経営 していた物定貨物自動車運送事業を引き続き経営しようでする場合(被租終人の死亡後60日以内 に提出) ※1 特定貨物自動車運送事業者たる法人と特定貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併 する場合において特定貨物自動車運送事業者たる法人が行続するとき又は特定貨物自動車運送事業 業者をおよ人が分配する場合において特定貨物自動車運送事業を利能とせないきを終く 2 租除人が入り上ある場合において特定貨物自動車運送事業を利能とせないきを終く 2 租務人が入り上ある場合においての認識にかり込め特定貨物自動車運送事業を利能させないきを終く 2 租務人が入り上ある場合において特定貨物自動車運送事業を利能させないきを終く	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法第35条第6項
53	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業		タウシー事業者による食料・飲料に係る貨物 自動車運送事業の許可	持組続人を定めたさは、その者 一般乗用旅客自動車連送事業者(※)は、事業の用に供する事業用自動車を用いて食料等に係る貨物自動車運送事業を行う場合。国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。 ※ パイヤー及び個人タウシー事業者を含み、福祉限定許可事業者を除く	2025年12月1日	適達「タウシー事業者による食料・飲料に係る貨 物自動車運送事業の許可の取扱い等について」
54	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業		一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定・変更の窓可・届出	液矩列所各目制即車逐步業有は、以下に終日うる際口は、以上ご應入配に(1)は総切の甲 請書、(2)(3)は届出書後提出なければがません。 (1) 旅客の連貫及び料金((2)に該当する場合を除く)(※)を定め又は変更しまえする 場合 (2) 地域における需要に広い当路地域の仕長の七添のための旅名の運送を機保する必要がある 営業区域に係る運賃等について協議が測い、当然協議が測つた事項にて、旅名の運賃及び料金を 定め又は変更する場合(事期間出 (3) 旅客の申協に及ばす整備が比較的小さいたのとして国土支通省令で定める料金(時間指定 起来料金及び事業を対して、企業を実生する場合(専削原出) ※ 旅客の申協に及ばす影響が比較的小さいたのとして国土支通省令で定める料金(時間指定配	2025年12月1日	(1) 道路運送法第9条の3第1項 (2) 道路運送法第9条の3第3項 (3) 道路運送法第9条の3第5項
55	旅客自動車運送事業	自家用自動車有價貸渡 (レンタカー) 事業		自家用自動車有償貸渡(レンタカー)事業 の許可	高が在ウイボールのありがあり、たんがウイン・レールとの面が、しているのでは、(い)の別がため、 自来用動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で食し渡してはおらないこと なっていることから、事業者が自来用自動車の貸渡業を行う場合は、国土交通大臣に許可の申請者 を提出しなければかません。ただし、その信受人が当該自来用自動車の使用者である場合は、この限 りではありません。	2025年12月1日	道路運送法第80条第1項
56	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業		一般乗用自動車運送事業の特定地域・準 特定地域における連携の設定・変更の稲出	第十六条第一項 (※) の規定により運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域外に営業 所を有する一般専用所を動車運送事業者は、以下に終当する場合は、あらかしめ国土交通大臣 に届出党提出しなければなりません。 (1) 当該運賃の部則の適用級し当該特定地域又は準特定地域において行う一般専用旅客自 動車運送事業に合成係をの運賃を定める場合 (2) (1) で定めた運賃を変更しよとする場合 ※ 特定地域及び準特定地域における一般専用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法。	2025年12月1日	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅 客自動車重逐事業の適正化及び居性化に関す る特腊法第16条の4
57	旅客自動車運送事業	自家用自動車有償貸渡 (レンタカー)事業	名称等の変更	自家用自動車有償減速(レンタカー)事業 者の名称等変更の隔出	自家用自動車の資液し (レンタカー) の事業者は、以下に該当する場合は、以下の者に居出唐を提出しなければなりません。 (1) 次に掲げる事項を変更した場合: またる事務所の所在地を管轄する連輪支房長、連輪監理 部長又は経典事務所医に提出 (援那な(事後展出) ア 資液人の氏名 又は名称及び住所 7 法人の役員 9 資源特色 20 行復渡的数 1 資液しの廃止 (2) 配置事務所の名称、所在地の変更 (※1) をしょうとする場合: 変更後の事務所の名称、所在地の変更 (※2) 北京 大阪 (2) 配置事務所の名称、所在地の変更 (※1) をしょうとする場合: 変更後の事務所の名称又は所在地を出版事務所の所在地を指導する連輪支房長にまたる事務所に係る許可書の写し (※2) 北京 北京 (2) 北	2025年12月1日	適達「貧液人を自動車の使用者として行う自家 用自動車の資液し(レンタカー)の取扱いについ て」
58	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	事業報告·実績報告	一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績 報告書の提出	・船乗会検客自動車運送車業者は、毎年5月31日までに、国土交通大店、管轄地方運輸局長 及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書(※)を提出しなければむません。 ※ 路線定用運行又は路線不定用運行、区域運行によて提出する様式の別があるため、旅客自	2025年12月1日	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
59	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事	事業報告·実績報告	一般貸切旅客自動車運送事業の輸送実績		2025年12月1日	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
60	旅客自動車運送事業	業 一般乗用旅客自動車運送事 業	事業報告·実績報告	報告書の提出 一般乗用旅客自動車運送事業 (法人タク シー) の輸送実績報告書の提出	理部長又は管轄運輸支馬長に、輸送実績報告書を提出しなけれなりません。 一般乗用旅客自動車運送事業者(法人タウシー)は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
61	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業		一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送 事業限定)の輸送実績報告書の提出	一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定)は、毎年5月31日までに、管轄地方運 輸局及及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりま せん。	2025年12月1日	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
62	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般乗用旅客自動車運送事業(個人97 シー)の輸送実績報告書の提出	一般専用旅客目動車運送事業者(個人タウシー)は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長 及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
63	旅客自動車運送事業	自家用自動車有償貸渡 (レンタカー) 事業	事業報告・実績報告	自家用自動車有償貸渡(レンタカー)事業 者の貸渡実績報告書の提出	自家用自動車の譲渡し (レンタカー) の事業者は、前年の4月1日から3月31日までの期間に係る 「減渡実績報告書 (様式1) J及び3月31日における「事務所別車機別配置車両数一覧表(様 式2) 」を毎年5月31日までに、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に提出しなければなり ません。	2025年12月1日	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家 用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについ て」
64	連行管理者、整備管理 者、事故報告関係	事故報告関係	事故報告	自動車運送事業者の事故報告書の提出 (一般資物、特定資物、債物軽、特定第二 權資物、一般家、特定旅客、特定旅客 原本等業者、整備管理者の選任が必要な自 家用自動車の使用者)	旅名自由車運送車業品 貨物自動車運送車業品 特定第二種貨物利用運送車業務及が自家 用荷貨販客運送等近に整備管理等を提出しながは250×10 (車割用動車の使用者の使用する 自動車 (※1) (車車があったとき、事故があった日(※2) から30日以内に運輸監理部長又は運輸 支局長軽担して、国土又選大区に報告商業提出しなければなりません。 第1 自事用有機系を運送・利用しない自事用自動車のう。軽自動車、小型特殊自動車及び二 線の・型目動車を除く ※2 救護機能な際(※1)	2025年12月1日	自動車事故報告規則第3条第1項
65	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適性診断実施機関	事業認定	運転者向け適性診断実施機関の認定	示があった日 一般傾向自動車運送事業者等または終客自動車運送事業者の運転者に対して、適性診断を実施 しようとする者は、国土交通大臣に認定の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の 2第1項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第41条の2第1 項(旅客)
66	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適性診断実施機関	事業計画の変更	運転者向け適性診断実施機関の変更認定・ 届出	運転者向け適性診断の実施者は、以下に該当する場合、国土交通大臣に(1)の場合は認定の 申請書、(2)の場合はあが火め届出書を提出しぬければかませた。 (1)適性診断の職策・つめ間ユン連大臣が告示である事間に変更がある場合 (2)名称・住所・代表者氏名・主たる事業所の名称及び所在地に変更がある場合	2025年12月1日	(1) 開始自動車運送事業輸送安全規則第 12桌の5第1項 (貨物) (1) 將洛百動車運送事業運輸規則第41条 の5第1項 (納客) (2) 開始自動車運送專業輸送安全規則第 12桌の5第4項 (貨物) (2) 將洛百動車運送專業運輸規則第41条 の5第4項 (孫名
	適正化事業実施機関、				連転者向け適性診断の実施者は、適性診断に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ国土交	2025/512818	貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の 6 (貨物)
67	登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係 適正化事業実施機関、	適性診断実施機関	業務の休廃止	連転者向け適性診断実施機関の廃止届出	通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	旅客自動車運送事業運輸規則第41条の6 (旅客) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の

69	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認	講習認定機関	事業認定	運行管理者講習実施機関の認定	 一般貨物自動車運送事業者等または旅客自動車運送事業者の運行管理者に対して、講習を実施しようとする者は、国土交通大臣に認定の申請者を提出しなけれなりません。 	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第 2項(貨物)
	定機関・指定試験機関関 係 適正化事業実施機関、				しる: 次 9 の 會は、関土 欠 週 人 民に 応 た の 中 的 音 を 使 口 し な り れ は な り ま と ん。 連 行 管理 者 講 習 の 実 施 者 は 、 以 下 に 該 当 す る 場 合 、 国 土 交 通 大 臣 に (1) の 場 合 は 認定 の 申 請		旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2 項 (旅客) (1) (2) 貨物自動車運送事業輸送安全
70	登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係 適正化事業実施機関、	講習認定機関		連行管理者講習実施機関の変更認定・届 出	書、(2) の場合はあらかじめ届出書を提出しなければなりません。 (1) 講習の種類、その他国土交通大臣が告示で定める事項に変更がある場合 (2) 名称・住所・代表者氏名・主たる事業所の名称及び所在地に変更がある場合	2025年12月1日	規則第23条第2項(貨物) (1)(2)旅客自動車運送事業運輸規則 第48条の4第2項(旅客) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第
71	登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	業務の休廃止	連行管理者講習実施機関の廃止届出	連行管理者講習の実施者は、講習に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に 届出書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	2項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2 項(旅客)
72	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	事業報告·実績報告	連行管理者講習実施機関の年間報告及び 会計報告	連行管理者講習の実施者は、国土交通大臣に対して、適性診断に係る業務又は軽理の状況を報告しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第 2項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2 項(旅客)
73	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(トラック関係)	名称等の変更	貨物自動車運送適正化事業実施機関の名 称等の変更	地方、全国貨物自動車速送適正化事業実施機関は、各称、住所又は事務所の所在地を変更しよ うなする場合、あかじめ、地方実施機関にあっては地方運輸局長、全国実施機関にあっては国土交 速大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年度中	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1 項第8号
74	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(トラック関係)	指導員の選任、解任	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関 の適正化事業指導員の選任等	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が、適正化事業指導業務を行わせるために適正化事 業指導責を選任した場合又は転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合、 地方運輸局長に届出書を提出しなければなりません(その15日以内に事後届出)。	2026年度中	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1 項第9号、第10号
75	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(トラック関係)	機関指定	貨物自動車運送適正化事業実施機関の指 定	貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人で あって、地方、全国貨物自動車運送商正化事業実施機関の指定を申請しようとする者は、国土交通 大臣に指定の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	貨物自動車運送事業法第38条第1項(地方) 貨物自動車運送事業法第43条(全国)
76	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(トラック関係)	事業計画等提出	資物自動市運送適正化事業実施機関の事業計画等の提出	地方、全国戦物自動車選送通正化事業実施機能は、以下に該当する場合、地方実施機関にあっては地方運輸局長に、全国実施機関にあっては国土で通大臣に、届出書を提出しなければなりません。 (1) 当該事業年度が開始し、事業計画及び収支予算の提出が必要な場合(当該事業年度の開始し、事業計画及び収支予算の提出が必要な場合(当該事業年度の場での事業を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後選添な(事後届出)(2) 当該事業年度が除了、事業報告書及び収支決算書の提出が必要な場合(当該事業年度の終年後3月別の下事者組出)	2026年度中	貨物自動車運送事業法施行規則第38条
77	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	表示番号指定	土砂等連搬大型自動車の表示番号の指定	立参等の連勝の用に併するため大型自動車を使用しよとする者または使用している者は、以下に接 当する場合、国工之地大型に、(1) (2) は表示番号の用定の申請書、(3) は風出書を提 出しおければなりません。 (1) 土参等の連勝の用に併するため大型自動車を使用しよとする場合 (2) 土参等の連勝の用に併するため中間を行うた事はに対して、当該大型自動車の使用の本拠 の位置を他の連絡暗理部長又は連輸な声長の音精区域内に変更する場合又は経営する事業の標 類変更更しよどうる場合 (3) 土参等の連勝の用に併するため申請を行った事項に対して、(2) 以外の事項を変更しよう とする場合 (年間無当)	2026年度中	(1) 土砂等を連携する大型自動車による交 連事故の防止等(関する特別措置法第3条第 1項、第2項 (2) 土砂等を運搬する大型自動車による交 通事故の防止等に関する特別措置法第3条第 3項 (3) 土砂等を運搬する大型自動車による交 通事故的防止等に関する特別措置法第3条第 3項
78	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	業務の休廃止	土砂等連搬大型自動車の使用廃止の届出	とうである。マテルボロン 表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土 砂等の運搬の用に供しないこととなった場合、その日から30日以内に、国土交通大臣に届出書を提出 しなければ取りません。	2026年度中	土砂等を連搬する大型自動車による交通事故 の防止等に関する特別措置法第5条
79	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	事業許可	自家用有價旅客運送者による過疎地域等に おける少量貨物の有價運送の申請	UGM/ILGA/SEK/M。 日本京用毎原茶を選送者は、貨物や旅客の輸送量が限られている過程や延等であって、既存の貨物 日動車運送事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な場 合において、自求用自動車を負債で少量貨物の選送の用に供しようとする場合、所轄運輸支房長に 拝可の中間書を提出しなければの記号。	2026年度中	-
80	貨物自動車運送事業	適正化事業実施機関(トラック関係)	表彰申請	貨物自動車運送適正化事業実施機関の安 全性優良事業所表彰の申請	(まで)00平の前では近に003/1014の50とのか。 安全性優良事業所表彰(運輸支局長表彰または地方運輸局長表彰)を受けようとする者は、安 全性優良事業所表彰候補推薦を取りまとめ、運輸支局長または地方運輸局長に認可の申請書を提 出しなければかません。	2026年度中	-
81	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	事業許可	特定旅客自動車運送事業の許可	国いないればなりません。 特定旅客自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しな ければなりません。	2026年度中	道路運送法第43条第1項
82	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業		特定旅客自動車運送事業の事業計画の変 要等認可・福出	特定旅客自動車運送事業結よ、以下に該当する場合は、国土交通大区に (1) は認つ申請 第、(2) (3) (4) (5) (6) (7) (自屈川基度提出成功は従政党はか、 (1) 事業計画の変更 (2) (3) (2) (3) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	2026年度中	(1) 道路運送法第43条第5項 (2) 道路運送法第43条第5項 (3) 道路運送法第43条第5項 (4) 道路運送法第67規則第66条第1項第 6号 (5) 道路運送法施行規則第66条第1項第 7号 (6) 道路運送法施行規則第66条第1項第 8号 (7) 道路運送法施行規則第66条第1項第 9号
83	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業		特定旅客自動車運送事業の管理の委託又 は休廃止の届出	特定旅客侵動車運送事業結社、以下に該当する場合は、その日から30日以内に、国土交通大臣に 届出務を提出、437月は2072년か。 (1) 事業の管理を委託し、又は事業を休止し、若しくは廃止した場合 (2) 事業の管理の委託で以往事業の休止について届出をした事項を要した場合 (3) 事業の自事を事業者は、事業の強烈又以往合併、300円、418万/56元場合、国土交	2026年度中	道路運送法第43条第8項
84	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業		特定旅客自動車運送事業の譲渡、事業の 合併・分割、相続の届出	通大臣に届出書を提出しなければかりません。(その承継の日から30日以内に事後届出)。	2026年度中	道路運送法第43条第10項
85	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	運賃料金設定·変更	特定旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定・変更の届出	特定旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、あらがじめ、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 (1) 旅客の運搬及び料金を定めようとする場合 (2) 旅客の運賃及び料金を変更しようとする場合	2026年度中	道路運送法第43条第6項
86	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	事業許可	自家用自動車の有償運送の許可	公共の福祉の見地から必要やむを得ない場合において、地域又は期間を限定して自家用自動車を有 値で運送の用に供しようとする者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。 旅客自動車運送適正化事業実施機関 (一般貸切旅客自動車運送適正化機関を除く)は、毎事	2026年度中	道路運送法第78条第3号
87	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (バス 関係、タクシー関係)	事業計画等提出	旅客自動車運送適正化事業実施機関の事業計画及び収支予算の提出(一般乗合、 一般乗用、特定旅客運送適正化機関)	が合目的が単級の近にリチ来来の原例 が現りができ出めませんの近にした例のでかった。サチ 素年度、当該事業年度の樹物の日の15日前までに (※)、適正化事業に係る事業計画及が収支 予算を地方運輸局長に提出しなければなりません。 ※ 機関の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後進帯なく提出	2026年度中	道路運送法施行規則第34条の5第1号
88	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (バス 関係、タクシー関係)	事業報告·実績報告	旅客自動車運送適正化事業実施機関の事業報告等の提出(一般乗合、一般乗用、特定旅客運送適正化機関)	旅客自動車運送適正化事業実施機関(一般貸切旅客自動車運送適正化機関を除く)は、毎事	2026年度中	道路運送法施行規則第34条の5第2号
89	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (バス 関係)	機関指定	旅客自動車運送適正化事業実施機関の指 定の申請 (一般旅客、特定旅客運送適正 化機関)	旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定を受けよどする一般社団法人又は一般財団法人は、国土交通大臣に指定の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	道路運送法第43条の2第1項(旅客自動車運 送適正化事業実施機関) 道路運送法第43条の9(一般貸切旅客自動 車運送適正化機関)
an	施 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (バス 関係)	名称等の変更	旅客自動車運送適正化事業実施機関の名 称・住所等の変更の届出 (一般旅客、特定 旅客運送適正化機関)	旅客自動車運送適正化事業実施機関は、その各称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする 場合、あらかじめ、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年度中	道路運送法第43条の2第3項
91	適正化事業実施機関、 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (バス 関係)	事業規程の設定・変更	一般貸切旅客自動車運送適正化機関の事業規程の設定・変更の認可	一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、事業の開始前に、事業規程を定め、国土交通大臣の認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	道路運送法第43条の13第1項
92	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	適正化事業実施機関 (バス 関係)	事業計画の設定・変 更	一般貸切旅客自動車運送適正化機関の事業計画、収支予算等の設定・変更の認可	一般貸切旅客自動車運送適工化機関は、毎事業年度、当該事業年度の開始前に(※)、適正 化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画を関土交通大臣に提出しなければなりません。 ※ 機関の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後渡那なく提出	2026年度中	道路運送法第43条の14第1項
93	海正化事業実施機関、 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	適正化事業実施機関 (バス 関係)	事業報告·実績報告	一般貸切旅客自動車運送適正化機関の事 業報告等の提出	一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、毎事業年度(当該事業年度の終了後3カ月以内)	2026年度中	道路運送法第43条の14第2項
94	係 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関		負担金の額、徴収方 法	旅客自動車運送適正化事業実施機関の負担金の額及び徴収方法の認可(一般貸切、 一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車 電送流工作事業実施機関)	負担金を徴収しようとする一般貸切、一般乗用(特定指定地域内) 旅客自動車運送適正化事業 実施機関は、負担金の額及び徴収方法について、毎事業年度に、国土交通大臣に認可の申請書を 提出しなければなりません。	2026年度中	道路運送法第43条の15第2項(一般貸切旅客自動車運送適正化機関) タウシー業務適正化機関) グランー業務適正化機関)
95	係 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (バス 関係、タクシー関係)	負担金の申立	運送適正化事業実施機関) 旅客自動車運送適正化事業実施機関によ る負担金等の未納付に係る申立(一般貸 切、一般乗用(特定指定地域内)旅客自 動車運送適正化事業享施機関)	- 般貸切、- 般乗用 (特定指定地域内) 旅客自動車運送適正化事業実施機関は、督促を受け	2026年度中	(適正化事業実施機関) 適路運送法第43条の15第8項 (一般貸切旅 客自動車運送適正化機関) 97シー業務適正化特別措置法第37条第7項 (適正化事業事施機関)
96	係 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	適正化事業実施機関 (バス 関係、タクシー関係)		動車運送適正化事業実施機関) 旅客自動車運送適正化事業諮問委員会の 委員の任命の認可(一般貸切、一般乗用 (特定指定地域内)旅客自動車運送適正 化事業実施機関)	一般貸切、一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車運送適正化事業実施機関は、諮問委員会の委員の任命をしようとする場合、地方運輸局長に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	(適正化事業実施機関) 遠路運送法第43条の17第3項(一般貸切旅 客自動車運送適正化機関) タウシー業務適正化特別措置法第39条第3項 (適正化事業実施機関)
	係 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 完課題、投資を禁急機関	適正化事業実施機関 (パス 関係、タクシー関係)	役員の選任・解任	化事業実施機関) 旅客自動車運送適正化事業実施機関の役 員の選任・解任の認可(一般貸切、一般乗 用(特定指定地域内)旅客自動車運送適	一般貸切、一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車運送適正化事業実施機関は、事業に従事 する役員の選任及び解任を行う場合は、地方運輸局長に認可の申請書を提出しなければなりませ	2026年度中	(適止化學薬実施機関) 遊路運送法第43条の18第1項 (一般貸切旅 客自動車運送適正化機関) タクシー業務適正化特別措置法第39条の2第1

	i.	İ	i			1	
98	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	登録申請	自家用有價旅客運送の登録の申請	自専用有偶納名運送を行おとする者は、国土交通大臣に登録の申請書を提出しなければめません。 ・ 自専用有偶納名運送に係る路線又は運送の区域が、まとして道路運送法施行令第4条第1項 に規定する指定都避得限等の区域がであり、当然指定都避得限等の長に提出する場合にあっては、 ・ Gのペ電子申請サービスの利用対象外とがます。提出がが当該指定都避得限等の場合、申請方法等の詳細でいたは、当該審查部所収等の場合、申請方法等の詳細でいたは、当該審查部所収	2026年度中	道路運送法第79条の2第1項
99	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	更新登録申請	自家用有價族客運送の有効期間の更新登録の申請	自東用有價旅客運送の登録を受けた著(自東用有價旅客運送者)は、登録の有効期間が満了 し、有効期間の更新を受けよとする場合、国土交通大臣に登録の申請書を提出しなければなりません。 ※ 自東用月價旅客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令部4条第1項 に規定する指定都過程限等の区域内であり、当該指定都過程限等の長に提出する場合にあっては、 e-Gov電子申請サービスの利用対象外となります。提出がが当該指定都過程限等の場合、申請方 法等の詳細については、当該都過程限度は市時村の自然を加り。合けでなるに、当該都当在限 は、当該事業を開発し、計算を通信限では、計算を持ていた。	2026年度中	遊路運送法第79条06第1項
100	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	変更登録申請・届出	自家用有價旅客運送の変更登録の申請・変 発風出	自事用有價熱を運送の登録を受けた者 (自事用有價熱を運送者) は、以下に該当する場合、国 主交達大臣に (1) は登録の申請書、(2) は福出書を提出とはければのません。 (1) 登録内司の変更 ((2) に登まる場合を後) とよとする場合。 (2) 国土交通場合で定める経験な事項(名称及び毛所並化・代表者の氏名等) の登録内容 の変更もした場合 (その変更日から30日以内・事後區出) (国家年有何額余憲法に係る路線又は建送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項 に規定する指定部部部所関等の区域がであり、追逐指定部部内開等の長に提出する場合にあっては、 e-Gov電子申請サービスの利用対象外との対す、提出形が当該再定都追用関等の場合、申請方 法等の詳細については、当該部部所収まかまり、	2026年度中	(1) 遊路運送法第79条の7第1項 (2) 遊路運送法第79条の7第3項
101	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	業務廃止届出	自家用有價族各達送の業務の廃止の脳出	自事用有價係客運送の登録を受けた者(自事用有價所客運送者)は、その業務を廃止した場合、国土交通大臣に商出書を提出しなければのません(その廃止日から30日以内に手段届出)。 ※ 自事用有價係客運送に係る路線及は運送の区域が、主として退路運送法施行令部4条第1項に規定する用定額部用用等の足域であり、当該指定部部所用等の長に提出する場合にあっては、 その公嘱予申用サービスの利用計算を入れます。提出が大き速度を認用でいる場合、申請方法等の詳細については、当該都適所開、又は市町村の自治体に関い合わせてください。	2026年度中	道路運送法第79条の11
102	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	講習の認定	自家用有價旅客運送に係る講習の認定	自家用有偏旅会運送自動車の運転者に対する講習を実施するための基準 (道路運送去施行規則 第51条の16年4項第1号、第2号) に適合すると認められる者は、以下に該当する場合、国土交通 大臣に認定の申請整を提出しなければかません。 (2) 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合において、自家用有偏旅客 運送 (自家用有偏旅客運送に係る路線又は運送の区域が、まとして道路運送法施行令第4条第1項 に規定する指定部部が用環等の区域がであり、直接指定部部が用環等の長に提出する場合にあっては、 e-Govペ第十事計・ビスの利用対象外とがすます。提出がが当該指定都通用環等の場合、申請方 法等の詳細については、当該都通用収算の区域では再り相目をは、	2026年度中	適路運送法施行規則第51条の16第5項
103	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	事業報告·実績報告	自家用有價族客達送の輸送実績報告書の 提出	自東用有偏旅客運送者は、毎年5月31日までに、自東用有偏旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸文用長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。 第5年月	2026年度中	旅客自動車運送事業等報告規則第2条の2第 1項
104	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(タクシー関係)	機関指定	- 般乗用(特定指定地域内)旅客自動車 運送適正化事業実施機関の指定の申請	法等の詳細については、当該整額消開、又は市町内的自治体に関い合わせてぐだい。 特定指定地域内における9ウシー事業について、適正化単葉実施機関の指定を受けて、以下に該当 支援機能存行法とする者は、国大支地上に指定の中国課を根単しなければなりません。 (1) タウシーの連転者の道路並送法に選及する通送の引受けの拒絶その他同法又はこの法律に 違及する行為の防止及び弾正を図るための指導 (2) タウシー連転者の運搬の複数、い適正化を図るための研修 (3) タウシー連転者の運搬の複数、い適正化を図るための研修 (4) タウシー単葉の地別の当地での対象が、単一を記述している。	2026年度中	97シー業務適正化特別措置法第34条第2項
105	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(タク シー関係)	事業計画変更等の 設定・変更	- 船乗用(特定指定地域内)旅客自動車 運送適正化準葉実施機関の事業計画、収 支予算等の設定・変要の認可	一般単用(特定指定地域や)適正化事業実施機関は、以下に該当する場合、国土交通大臣に 認可の申請書を提出しなければ知させん。 (1) 毎事業年度開始部に、適正化無限に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成する場合(※) (2) 適正化業際に係る事業計画、収支予算及び資金計画を変更しようよう場合 ※ 毎事業年度開始部に、作成し提出しなければなりません	2026年度中	タクシー業務適正化特別措置法第36条第1項
106	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(タクシー関係)	事業報告·実績報告	一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車 運送適正化事業実施機関の事業報告等の 提出	一般乗用(特定指定地域内)適正化事業実施機関は、毎事業年度経過後3カ月以内に、国土 交通大臣に事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出しなければなりません。	2026年度中	タクシー業務適正化特別措置法第36条第3項
107	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(タク シー関係)	名称等の変更	一般乗用 (特定指定地域内) 旅客自動車 運送適正化事業実施機関の名称等の変更 の届出		2026年度中	タクシー業務適正化特別措置法第35条の2第2 項
108	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (タク シー関係)	講習の認定	一般乗用 (特定指定地域内) 旅客自動車 運送適正化事業実施機関のタクシー運転者 の輸送の安全等の確保に関する講習の認定	タウシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習の認定 を受けようとする者は、地方運輸局長に認定の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3 条の2第2項
109	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	登録実施機関	機関登録·更新	タクシー連転者に関する登録実施機関の登録 及び更新の申請	単位地域に係る国土交通大臣の事務(登録事務等)の全部又は一部を行うための登録を受けよう とする者または登録を受ける指は、以下に該当する場合、地方連輪局長に登録の申請書を提出しな ければなりません。 (1) 当該登録を受けようする場合 (2) 当該登録の更新を受けようする場合	2026年度中	(1) タワシー業務適正化特別措置法第19条 第1項 (2) タワシー業務適正化特別措置法第20条 第2項
110	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	登録実施機関	登録事項の変更	タウシー連転者に関する登録実施機関の登録 事項の変更の届出	タウン-連転者に関する登録実施機関は、登録実施機関登録簿に記載する以下の事項を変更しよう とする場合、変更しようする日の2週間前までに、団工・交通大臣に届出書を選出しなければかません。 (1) 登録実施機関か氏名又は名称及び任所進いた法人等につは、その代表者等(法人の 代表表又は開始の代表者若しば管理人もい。以下同し、)の氏名 (2) 登録実施機関が登録事務等を行う事務所の所在地 (3) 登録実施機関が登録事務等を行う事務所の名称 (4) 事務所この数録事務等を行う事務所の名称 (5) 登録事務等の開始の予定日	2026年度中	タクシー業務適正化特別措置法第22条
111	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	登録実施機関	登録事務等規程の 設定・変更	タクシー連転者に関する登録実施機関の登録 事務等規程の設定・変更の認可	タウシー連転者に関する登録実施機関は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書 を提出しなければなりません。 (1) 登録事務等の実施に関する規程を定めようとする場合(※) (2) 登録事務等の実施に関する規程を変更しようとする場合(※) (2) 登録事務等の実施に関する規程を変更しようとする場合(※)	2026年度中	タウシー業務適正化特別措置法第23条第1項
112	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	登録実施機関	財務諸表等の提出	タクシー連転者に関する登録実施機関の財務 諸表等の提出	※ 登録事務等の開始前に当該規程を定めるこだが要 タウン	2026年度中	タクシー業務適正化特別措置法第26条第1項
113	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	登録実施機関	事業の休廃止	タクシー連転者に関する登録実施機関の登録 事務等の休廃止の許可	タクシー連転者に関する登録実施機関は、登録事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止しようと する場合、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	タクシー業務適正化特別措置法第27条
114	係名自動車運送事業	特定協議会 (タウシー)	地域計画の設定・変 更	タクシー特指法に基づく特定・準特定地域における特定地域計画の設定・変更の認可	特定地域において組織された協議会は、以下に該当する場合、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 (1) 当該特定地域における一般専用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画を作成よことする場合 (2) 当該特定地域における一般専用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画を変更しまなする場合	2026年度中	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適正化及び活性化に関す 合特措法第8条の2
115	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	事業者計画等の設 定・変更	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における事業者計画の設定・変更の認可	特定地域計画の設定又は変更に係る認可を受けた倉事事業者は、正当は提出的かる場合を除金、 出場特定地域計画のである。 出場特定地域計画でいえ張佑の目のに、単特で又は利用して、名合書事業者が削減する一般 果用旅名自動車運送事業の供給輸送力、その削減の方法等について定めた計画を作成し、国土交 進大部に変形の中間着を提出しなけれなりません。また、当該認可に係る計画を変更しよことする場合。 民、国土で過去と形に窓内の中間書を提出しなけれなりません。また、当該認可に係る計画を変更しましまった。	2026年度中	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特措法第8条の7

1	İ		i				
116	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	計画の作成·変更	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における準特定地域計画の設定・変更の届出	準特定地域において相機された協議会は、以下に終当する場合、選那な、準特定地域計画を公表 すり、国工ン選大臣に届出書を提出し切ければがませか。 (1) 基本方計に互う、当該準等と地域における一般専用旅客自動車運送事業の活性化を推 選するためが計画を作成した場合 (2) 基本方計に互合、当該準特定地域における一般専用旅客自動車運送事業の活性化を推 選するための計画を変更した場合	2026年度中	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特措法第9条
117	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	事業計画の設定・変更	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における活性化事業計画の設定・変更の認定	準特定地域計画において活性化事業に関する事項を定め合意した協議会の構成員であって、活性 化事業の実施主体とれた一般発用旅客自動車運送事業者は、単等で又は共同して、活性化事 要の実験計画体化成、国主交通と方に変定の申請書を提出することができまっま、当該返定に 係る計画を変更しようとする場合、国土交通大臣に認定の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特措法第11条
118	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	意見書の提出	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における運賃の範囲の指定に係る意見書の提出	指定された特定地域又は準特定地域において組織された協議会は、当該特定地域又は準特定地域における一般単用旅客自動車連送事業に係る旅客の連貫 (国土交通合令で走める連貫を除ぐ) の範囲に関する意見を提出すべき旨の邀却を受けた場合、遅滞なく、国土交通大臣に意見書を提出しなければなりません。	2026年度中	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適正化及び活性化に関す る特別措置法施行規則
119	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	安全確保命令等の 実施	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における輸送の安全確保命令等を実施した旨の 届出	一般東用株容自動車運送事業者は、特定地域及び準特定地域における一般東用株容自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の九第三項、法第八条の十一又は法等 七年ペーの規定に基づ余命令実施した場合、運滞が、日土交通大臣又は地方運輸局長に届 出書を提出しなければなりません。	2026年度中	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則
120	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	事業報告·実績報告	特定旅客自動車運送事業の輸送実績報告書の提出	特定旅客自動車運送事業者は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部 長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2026年度中	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
121	進行管理者、整備管理 者、事故報告関係	速行管理者関係	資格者証の交付・再 交付	運行管理者資格者証の交付·再交付(一 股貨物、特定貨物、一般旅客、特定旅客)	運行管理者資格香証(資格者証)の交付又は再交付を受けようとする者は、以下のとおり、申請書を提出しなければなりません。 (1) 資物自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けようとする場合(国土交通大臣に提出)(銀行管理者試験に合格した者は、合格の日から3カリルのに提出) (2) 資物自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けており、資格者証の損失、約失等のために再交付の申請をしようとする場合(他方瀬制局長に提出) (3) 旅客自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けようよう場合(国土交通大臣に提出)(銀行管理者試験に合格した者は、合格の日から3カリル内に提出) (4) 旅客自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けており、資格者証の損失、紛失等のために再交付の申請をしようとする場合(地方運輸局長に提出)	2026年度中	(1) 與物自動車運送事業法第17条第1頁 (2) 與物自動車運送事業輸送安全規則第 第27条 (3) 道路運送法第23条の2第1頁 (4) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条 の8
122	連行管理者、整備管理 者、事故報告関係	運行管理者関係	資格者証の訂正	源行管理者與格希証OITE (一般貨物、 特定貨物、一般旅客、特定旅客)	氏名の変更により運行管理者資格者証(資格者証)の訂正を受けよとする者は、以下のとわり、 申請書を提出しなければのきせん。 (1) 資物自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けており、氏名に変更を生じた場合(地方 運輸局系に提出) (2) 旅客自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けており、氏名に変更を生じた場合(地方 運輸局景に提出)	2026年度中	(1) 貨物自動車運送事業輸送安全規附第 26条第1項 (2) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条 07第1項
123	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	機関指定	連行管理者試験に関する指定試験機関の指定の申請	運行管理者試験に関する指定試験機関の指定を申請しようとする者は、国土交通大臣に指定の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	貨物自動車運送事業輸送安全規則第35条第 1項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第54条第1項 (旅客)
124	係	指定試験機関	名称等の変更	連行管理者試験に関する指定試験機関の名称等の変更の届出	運行管理者試験に関する指定試験機関は、その名称者しくは住所又は試験事務を行う事務所の所 在地を変更しようとする場合、あらかじめ、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年度中	貨物自動車運送事業輸送安全規則第36条 (貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第55条(旅 客)
125	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	役員の選任・解任	連行管理者試験に関する指定試験機関の役員の選任及び解任の認可の申請	連行管理者試験に関する指定試験機関は、試験事務に従事する役員の選任及び解任の認可を受けよ込する場合、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	貨物自動車運送事業輸送安全規則第38条第 1項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第57条第1項 (旅客)
126	在惯例·抽止紅線/機則例 係	指定試験機関	試験員の選任・解任	連行管理者試験に関する指定試験機関の試 験員の選任及び解任の届出	運行管理者試験に関する指定試験機関は、試験員を選任又は解任した場合、選帯なく、国土交通 大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年度中	貨物自動車運送事業輸送安全規則第39条第 1項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第58条第1項 (旅客)
127	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	試験事務規程の認 可・変更	連行管理者試験に関する指定試験機関の試 験事務規程の設定・変更の認可	運行管理者試験に関する指定試験機関は、試験事務規程の認可を受けようとする場合、試験事務 規程を添付して、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	貨物自動車運送事業輸送安全規則第40条第 2項、第3項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第59条第2項/ 第3項(旅客)
128	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関係	指定試験機関	事業計画の設定・変 更	連行管理者試験に関する指定試験機関の事業計画の設定・変更の認可	運行管理者試験に関する指定試験機関は、事業計画の変更の認可を受けようとする場合、事業計 画等認可申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、国土交通大臣に認可 の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	貨物自動車運送事業輸送安全規則第41条 (貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第60条(旅 客)
129	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	事業の休廃止	連行管理者試験に関する指定試験機関の試 験事務の休廃止の許可の申請	連行管理者試験に関する指定試験機関は、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しよう とする場合、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年度中	貨物自動車運送事業輸送安全規則第43条 (貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第62条(旅 客)
130	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	事業計画の変更等	連行管理者試験に関する指定試験機関の変 更の報告	連行管理者試験に関する指定試験機関は、以下に該当する場合、遊帯なく、国土交通大臣に届出書を提出しなければの対象が また。 (1) 試験単形に従事しない役員に変更があった場合 (2) 試験員が、解任以外の理由により、当該事務所の試験員でなくなった場合	2026年度中	貨物自動車運送事業輸送安全規則第46条 (貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第65条(旅 客)
131	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	試験結果報告	連行管理者試験に関する指定試験機関の試験の実施結果の報告	連行管理者試験に関する指定試験機関は、試験を実施した場合、逆帯なく、国土交通大臣に試験 実施結果報告書(※)を提出しなければなりません。 ※ 試験年月日、試験地、受験者数、合格者数、合格年月日の配載が必要	2026年度中	貨物自動車運送事業輸送安全規則第47条第 1項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第66条第1項 (旅客)
132	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	運送利用管理規程 設定·変更	一般貨物自動車運送事業の運送利用管理 規程の設定・変更の届出	貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者(前年度に行った貨物自動車利用運送 に係る貨物取扱墨の合計量が百万トン以上の者に限る)は、運送利用管理規程を設定し、又は変 更した場合は、運滞なく、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年度中	貨物自動車運送事業法第24項の2第1項
133	貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業	運送利用管理者選 任·解任	一般貨物自動車運送事業の運送利用管理 者の選任・解任の届出	貨物自動車利用混送を行う一般貨物自動車選送業者 (前年原に行った貨物自動車利用選送 に係ら貨物販売機の計量が四万トルしの者に同らし、選美利用管理等を提任(※)、又は 解任した場合は、援源な(、国上交通大臣に届出書を提出しなければ切ません。 ※運送利用管理財政の認定届出書、港やかた、事業運営上の重要な決定に参議する管理が地位 にある者のうちから1名選任を考るとび必要	2026年度中	貨物自動車運送事業法第24項の3第3項
134	旅客自動車運送事業	一般東合旅客自動車運送事 業一般貸切旅客自動車運送事 工份與用旅客自動車運送事 業	移動等円滑化取組 報告書の提出	一般終落自動車運送事業の移動等円滑化 取組計畫應、移動等円滑化取組報告書、 移動円滑化束輔等報告書の提出	公共交通事業者等 (※1) は、以下の報告書を地方運輸局長に提出しなければなりません。 (1) 移動等円滑化取場計画書 (毎年6月30日までに提出) (2) 移動等円滑化取場報告書 ((1) を提出した年度の翌年度の6月30日までに提出) (3) 移動等円滑化取場報告書 ((1) を提出した年度の翌年度の6月30日までに提出) ※1 事業者権別 (行っている事業) が高齢者 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条55号1、二に帰げる、道路運送上にる一般乗合。貸切、乗用除客運送事業者 [2以 信息集中ラーエルによる(2ペテー・プール事業者) ではいばされるような一会の発すで割すしての利用 対象分とがます。事業者種別 (行っている事業) が上記以外の場合、申請方法等の詳細については、同法術「規則系6条の3又は第23条に記載の提出先等に関い合わせてください。 ※2 (1) (2) を両方提出た場合は除く、	2026年度中	公共交通事業者等(※1)は、以下の報告書を地方連絡局表に提出しなければなりません。 (1)移動等円滑作の取組前書 (毎年6月 30日までに提出) (2)移動等円滑作の取組前書 (年1)を (4)移動等円滑作の取組報告書 ((1)を (4)移動等円滑作の取組報告書 ((1)を (4)移動等円滑作変積等報告書 (毎年6月 月30日までに提出) (2) 事動等円滑作変積等報告書 (毎年6月 月30日までに提出(※2) (4) 事業者種別(行っている事業)が高齢者、陶書者等の移動等の円滑化の企理に関する法律の企理に関する法律の発力を引入。」に関げる、沿路部建立業者1又は「自動車ターラル法による「429を、24月、19月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1
135	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	講習修了者一覧の 報告	連行管理者講習実施機関の講習修了者一 覧の報告	運行管理者講習の実施者は、前年度の講習の実施の状況に関して、毎年5月31日までに各連輸局 に報告書を提出しなければなりません。	2026年度中	-
136	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	講習修了者一覧の 報告	登録貨物軽自動車安全管理者講習実施機 関等の講習の受講者に関する情報の報告	貨物軽自動車安全管理者講習又は定期講習の実施者は、前年度の講習の実施の状況に関して、 定期的 (毎月1回目途) に、国土交通大臣に報告書を提出しなければなりません。	2026年度中	_

137	運行管理者、整備管理 者、事故報告関係	一般貨物自動車運送事業 特定貨物面動車運送事業 一般東位別旅名自動車運送事 一般貸別旅名自動車運送事 一般貸別旅名自動車運送事 至 一般發用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業	点呼の開始・変更・	自動車運送事業者の各種点呼(IT·遠陽- 自動点呼等)の実施・変更・終了の届出・報 告(一般貨物、特定貨物、貨物軽、特定第 二種貨物、一般旅客、特定旅客)	自動車運送事業者は、以下に怒当する場合は、国土交通大臣に報告書を提出しぬければなりません。 (1) 一般貨物、特定貨物、特定第二種貨物自動車運送事業者が各種点呼(IT・遠陽・業務 後自動は呼等)を開始した場合(開始の10日前まで、事務提出) (2) 一般貨物、特定貨物、特定業、種貨物自動車運送事業者が各種点呼(IT・遠陽・業務 後自動点呼等)の小房を変更した場合(事務提出) (3) 一般貨幣、特定貨物、特定等、種貨物自動車運送事業者が各種点呼(IT・遠陽・業務 後自動点呼等)を終了した場合(逐漸な年報提出) (4) 一般訴係、特定訴名自動車運送事業者が各種点呼(IT・遠陽・業務後自動点呼等)を終了した場合(後漸な事業が各種点呼(IT・遠陽・業務後自動点呼等)の内容を変更に無信(手腕接出) (5) 一般訴係、特定訴名自動車運送事業者が各種点呼(IT・遠陽・業務後自動点呼等)の内容を変更に無信(手腕接出)	2026年度中	-
				e	'e	ė	e